

《当社の勧誘方針》

当社は、「金融サービスの提供に関する法律」「金融商品取引法」その他関係法令・諸規則を遵守し、以下の方針にのっとり、お客さまに金融商品の適切な勧誘を行ってまいります。

適正な勧誘

1. 当社は、お客様に投資勧誘を行うにあたっては、お客様の氏名、住所、投資目的、資産の状況、有価証券投資の経験の有無等を記載した「顧客カード」を備え置き、お客様の金融商品に関する知識、投資経験、投資目的・財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的等を勘案し、お客様の意向と実情に適合した商品をお勧めするよう努めます。
2. 当社は、商品をお勧めするにあたっては、お客様の知識、経験等に照らし、商品内容やリスク内容等の適切な説明に努めます。
3. 当社は、電話や訪問による勧誘は、お客様のご迷惑になる時間帯、場所では行いません。勧誘に際しご迷惑な場合は、その旨を担当者までお申し付けください。
4. 当社は、お客様ご自身の判断と責任において行われるよう、適切な情報提供に努めます。

適正な勧誘の確保

1. 当社は、法令・諸規則を遵守し、適切な勧誘が行われるよう、役職員に対し十分な社内研修を行うとともに、内部管理体制の強化に努めてまいります。
2. 当社は、お客様の信頼と期待に応えられるよう、常に知識技能の修得、研鑽に努めております。

なお、勧誘方法またはお客様とのお取引について、お気づきの点がございましたら、コンプライアンス部（TEL：011-206-6481）までご連絡ください。

金融サービスの提供に関する法律に係る重要事項のご説明

「金融サービスの提供に関する法律」により、金融商品販売業者等は、お客様に金融商品を販売するにあたり、あらかじめ商品毎の重要事項を説明することが義務付けられております。つきましては、下記の重要事項をよくお読みのうえ、お取引いただきますようお願いいたします。なお、下記の重要事項は、一般的なものをお示ししておりますので、リスクその他詳細な説明等につきましては、契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書等を十分にご確認下さいますようお願いいたします。

投資信託

投資信託取引にあたっては、購入対価の他に、投資信託の種類に応じて購入時手数料がかかるほか(かからない場合もあります)、運用管理費用(信託報酬)等を信託財産で間接的にご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保額をご負担いただく場合があります。投資信託には、主に以下のリスクがあります。

【価格変動リスク】

組み入れた株式、債券および商品等の価格変動に基づいて基準価格が下落することにより、投資元本を割り込み、損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。

【信用リスク】

組み入れた株式、債券および商品等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込み、損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。

【為替リスク】

外貨建て投資信託は、上記に加え外国為替相場の変動により、円換算での投資元本を割り込み、損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。

【契約解除の制限】

クローズド期間がある場合は、クローズド期間中換金することができませんのでご留意下さい。

円建て債券

債券の価格は基本的には金利水準の変化に対応して変動するため、償還の前に売却すると損失を被る場合があります。また、額面金額を超えて購入すると損失を被る場合があります。債券の発行者又は債券の元利金の支払いを保証している者の財務状態の悪化等により、債券の価格が変動し損失を被る場合があります。また、債券の発行者又は債券の元利金の支払いを保証している者の財務状態の悪化等により投資元本や利子の利払いが滞り損失を被る場合があります。

外国証券取引

外国証券取引にあたっては、購入対価(購入手数料がかかる場合もあります)のみをお支払いいただきます。また、外国証券をお取引される場合、所定の為替手数料がかかります。

【価格変動リスク】

価格が下落することにより、投資元本を割り込み、損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。

【信用リスク】

発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込み、損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。

【為替リスク】

外貨建て商品は、上記に加え外国為替相場の変動により、円換算での投資元本を割り込み、損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。

反社会的勢力に対する基本方針

F P L 証券株式会社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、次の基本方針を宣言します。

1. 反社会的勢力に対しては、組織全体として対応を図るとともに、反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保します。
2. 平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士及び日本証券業協会等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。
4. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
5. 反社会的勢力に対して、裏取引や資金提供は絶対に行いません。

個人情報保護方針

はじめに

F P L 証券株式会社（以下、当社といいます）は、当社の個人情報保護に関する取組方針および個人情報（お客様の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報（以下、総称して「特定個人情報等」といいます）も含まれます）の取扱いに関する考え方として、下記の「お客様の個人情報保護に関する方針（以下、「本方針」といいます）を制定し、公表いたします。

取組方針

当社は、個人情報の適切な保護と利用を重要な社会的責任と認識し、当社が各種業務を行うにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」をはじめとする関係法令等に加えて、本方針をはじめとする当社の諸規程を遵守し、お客様の個人情報の適切な保護と利用に努めてまいります。

適正取得

当社は、以下のような取得元等から個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得いたします。

- ① 口座開設申込書や実施するアンケート等に、お客様に直接記入していただいた情報
- ② 市販の書籍に記載された情報や、新聞やインターネットで公表された情報
- ③ 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報
お客様との電話による通話内容は、対応品質向上と通話内容の確認

のため録音させていただく場合があります。

- ④ 保険契約の締結、保険金・給付金の請求、契約変更の際にご提出いただく各種手続に使用する書類に記入いただいた情報

関係法令等の遵守

当社は、個人情報等の保護に関する法令等およびこの基本方針をすべての従業員が遵守すること、全社をあげて個人情報等の適切な取り扱いに努めることを宣言します。

個人情報等の利用目的

当社は、以下に掲げる事業内容において、以下に掲げる利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取り扱うこととし、この利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱いません。また、お客様の同意を得た場合及び法令等により例外として取り扱われる場合を除き、その範囲を超えて取扱いいたしません。個人番号については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法といいます）等の関係法令等で定められた範囲内でのみ取り扱うこととします。

- ① 金融商品取引法（以下「金商法」という。）に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
- ② 当社又は関連会社、提携会社の金融商品その他の商品の勧誘・販売、サービスに関する情報提供・広告等を行うため（お客さまの取引履歴等を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等をするを含みます。）
- ③ 適合性の原則等に照らした商品・サービスの提供の妥当性を判断するため
- ④ お客様ご本人であること又はご本人の代理人であることを確認するため
- ⑤ お客様に対し、取引結果、預り残高などの報告を行うため
- ⑥ お客様との取引に関する事務を行うため
- ⑦ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑧ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑨ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑩ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- ⑪ 前各号の個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」及び「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用いたします。

なお、当社は、機微（センシティブ）情報（「個人情報の保護に関する法律」に定める要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活（これらのうち要配慮個人情報は除きます。）に関する情報）その他の特別な非公開情報は、法令等により許される場合を除き、取得、利用又は第三者提供致しません。

【事業内容】

- (1) 金融商品取引業（有価証券の売買、有価証券の売買の取次ぎ、有価証券の募集または売出しの取扱い等に係る業務）およびこれに付随する業務
- (2) 保険募集業務
- (3) その他金融商品取引業者が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む。）

機微（センシティブ）情報の取扱い

当社は、要配慮個人情報（人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報などをいいます。）ならびに労働組合への加盟、本籍地、保健医療等（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く）に関する情報（センシティブ情報）については、次の場合を除き、原則として取得、利用または第三者提供を行いません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する事に対して協力する必要がある場合
- ⑤ 源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ⑥ 相続手続きによる権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ⑦ 金融商品取引業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要からご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合

第三者提供の制限等

当社は、お客さまの同意をいただいている場合や法令等に基づく場合等を除き、原則としてお客さまの個人情報を第三者に対して提供いたしません。ただし、利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いを委託する場合、合併等の場合および別途定める特定の者との間で共同利用する場合には、お客さまの同意をいただくことなく、お客さまの個人情報を当社以外の者に対して提供することがあります。なお、特定個人情報等については「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に限定的に明記された場合を除き、第三者へ提供いたしません。

共同利用

当社は、FPLグループの総合的なサービスの提供等を行うため及び総合的な経営管理・内部管理を行うため利用目的の達成に必要な範囲において、お客様の個人情報を共同利用させて頂くことがあります。

【共同利用する者の範囲】

- ① FPLグループ
 - ・FPLホールディングス株式会社
- ② 提携(業務委託)先
 - ・生命保険会社

当社は、提携先の生命保険会社と、生命保険及びこれらに付随・関連するサービスの案内に必要な範囲において、お客様の氏名、住所、電話番号、年齢、その他、個人情報を共同利用させて頂くことがあります。

- ・金融商品仲介業者

当社は、業務委託先である金融商品仲介業者と、その金融商品仲介業務に係る情報、法令等を遵守するために必要があると認められる情報を、利用目的の達成に必要な範囲において共同利用させて頂くことがあります。

【外部委託をしている主な業務】

当社は、業務の一部を外部委託しております。また、当社が個人情報を外部委託先に取り扱っている主な業務には以下のようなものがあります。

- ・お客様にお送りするための書面の印刷もしくは発送業務
- ・情報システムの運用・保守に関する業務
- ・お客様の口座開設、口座管理に係る事務処理や書類等の保管業務
- ・金融商品仲介業務の委託
- ・業務に関する帳簿書類を保管する業務

【共同して利用する個人データの項目】

お名前、ご住所、生年月日、お電話番号、職業、お取引のニーズ等のお客様に関する情報お取引内容、お預かり残高等のお客様の取引に関する情報

安全管理措置

当社は、お客様の個人情報等に関し、漏えい、紛失、改ざん、不正アクセス等の防止に努め、必要な安全管理措置を講じ適正に管理いたします。また、個人情報等の取り扱いに関して、役職員及び委託先に対して教育と適切な監督を行います。

具体的な安全管理措置については以下の通りです

①基本方針の策定

当社は、個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問及び苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定しています。

②個人データの取扱いに係る規程の整備

当社は、取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について個人データの取扱規程を策定しています。

③組織的安全管理措置

当社は、個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業者及び当該従業者が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規程に違反している事実又は兆

候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。

また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署や外部の者による監査を実施しています。

④人的安全管理措置

当社は、個人データの取扱いに関する留意事項について、役職員に定期的な研修を実施しています。

⑤物理的安全管理措置

当社は、個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

⑥技術的安全管理措置

当社は、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

継続的改善

当社は、お客様の個人情報の適正な取扱いを図るため、この保護方針は適宜見直しを行い、継続的な改善に努めて参ります。

開示等のご請求手続き

当社は、お客様に係る保有個人データに関して、お客様から開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合には、ご本人様であることを確認させていただき、適切かつ迅速な回答に努めて参ります。

なお、個人番号の保有の有無について開示のお申し出があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。

当社は、お客様からいただいた個人情報等に係るご質問・ご意見・苦情等に対し迅速かつ誠実な対応に努めて参ります。ご質問・ご意見・苦情等は、当社の本店までお申し出ください。

【ご質問・ご意見・苦情等の窓口】

・お電話でのお問い合わせ

F P L 証券株式会社 コンプライアンス部

住所：

〒060-0002

北海道札幌市中央区北2条西10丁目2番7号Wall 205号

電話番号：0120-138-101

受付時間：

午前9時～午後5時

ただし、12月31日～1月3日、土日及び祝日を除きます。

認定個人情報保護団体

当社は、個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会の協会員です。各協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・

相談をお受けしております。

【苦情・相談窓口】

日本証券業協会 個人情報相談室 (<http://www.jsda.or.jp/>)

住 所：〒103-0027

東京都中央区日本橋二丁目11番2号

電話番号：03-6665-6784

受付時間：午前9時～午後5時

ただし、12月31日～1月3日、土日及び祝日を除きます。

一般社団法人日本投資顧問業協会事務局 苦情相談室（個人情報担当）

(<http://www.jiaa.or.jp/>)

住 所：〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町1-5-8 東京証券会館7階

電話番号：03-3663-0505

受付時間：午前9時～午後5時 月曜日～金曜日

ただし、祝祭日を除きます。

■FPL証券の総合取引約款	1
第1章 総則	
第1節 総則	1
第2節 契約の締結	1
第3節 解約	2
第4節 変更・喪失	4
第5節 報告・連絡	4
第6節 取引注文の受託および執行	5
第7節 その他の通則	7
第2章 有価証券の保護預り	8
第3章 振替決済方式	10
第4章 振込先指定方式	18
第5章 有価証券の累積投資取引等	19
第1節 総則	19
第2節 投資信託の累積投資取引	19
第3節 投資信託積立に伴う銀行引落しサービス取引契約	21
第4節 外貨建投資信託の累積投資契約	22
第5節 外貨MMF（マネー・マーケット・ファンド） 累積投資契約	22
第6章 国内外貨建債券取引	25
第7章 電子交付サービスの取扱	26
■外国証券取引約款	29
第1章 総則	29
第2章 外国証券の外国取引および国内店頭取引なら びに募集もしくは売出しの取扱いまたは私募 の取扱い	30
第3章 外国債券積立投資契約	33
第4章 外国債券積立に伴う 銀行引落しサービス取引契約	35
第5章 その他の通則	36

■特定口座に係る上場株式等保管委託約款	39
第1章 総則	39
第2章 特定口座に係る上場株式等保管委託	39
第3章 特定口座に係る上場株式配当等受領委任	42
第4章 その他の通則	43
■特定管理口座約款	45

FPL証券の総合取引約款

(個人のお客様用)

1章 総則

第1節 総則

第1条 (約款の趣旨)

本約款は、お客様（個人のお客様に限ります。）とFPL証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間における取引等の内容および権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第2条 (定義)

本約款において、「総合取引」とは、次の各号の取引（これらを組み合わせた取引を含みます。）の総称をいいます。

- 1 有価証券の保護預り取引
- 2 有価証券の累積投資取引
- 3 有価証券その他当社において取扱う証券から発生する利金・収益配金等の果実を第5章に定める累積投資取引等へ入金する取引
- 4 国内外貨建債券取引

第2節 契約の締結

第3条 (契約締結に際してのご注意)

1. お客様は、取引の種類、内容に応じて、当社所定の方法により各サービス、取引を申込みものとします。お客様が申込んだ各サービス、取引については、お客様の申込みに対して当社が承諾した場合に個別の契約が成立するものとし、お客様は各サービス、取引の利用をすることができます。
2. 前項の申込みについて、当社は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の規定に従いお客様の本人確認を行うものとします。なお、契約締結後であっても、法令に従い、再度本人確認を行う場合があります。
3. 次に掲げる方については、原則としてお取引いただけません。
 - (1) 未成年の方（満18歳未満の方）但し、国内に在住する親権者の代理による場合を除きます。
 - (2) 非居住者の方（居住者が非居住者となった場合も含まれます。）
 - (3) 暴力団員、暴力関係者あるいは総会屋等の社会的公益に反する行為をなす方
 - (4) 米国市民（米国籍保有者）、グリーンカード保有者または米国居住者の方
 - (5) 外国PEPsに該当する方（外国政府等において重要な公的な地位にある方・過去にその地位にあった方）およびその家族の方

第3条の2 (共通番号の届出)

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項

に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第4条 (総合取引)

1. お客様が当社に対し、当社所定の方法により総合取引を申込み、当社がこれを承諾した場合には、総合取引を行う契約（次条に掲げる有価証券の寄託および振替口座簿への記帳に関する契約を含みます。）が成立し、お客様は、総合取引を行うことができます。
2. お客様は、前項の申込みを行う場合、第4章に定める振込先指定方式の利用の申込みもあわせて行うものとします。
3. 総合取引を行う契約を締結されたお客様は、第2条各号に掲げる取引を行うことができます。
4. お客様は、総合取引開始時には、住所、氏名、生年月日、共通番号等を届け出るものとします。

また、お客様が、本邦の国籍を有しない場合は、総合取引開始時にその旨をお届出いただきます。この場合、「特別永住者証明書」、「在留カード」等の書類を提出していただきます。

第5条 (有価証券の保護預り)

1. お客様が、総合取引を行う契約を締結したときは、第2章に基づく有価証券の保護預り口座を利用することができます。
2. 当社は、有価証券の保護預り口座については、本約款に定めるところによるほか、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます。）その他の関係法令ならびに振替法に定める保管振替機関（以下「振替機関」といいます。）の業務規程その他の定めに従って取扱います。
3. お客様は、当社が、前項に定める取扱を行うことおよびこれらの法令諸規則、振替機関が講ずる必要な措置、および振替機関の業務処理方法に従うことについて、承諾したものとします。

第6条 (振替決済方式)

お客様が、総合取引を行う契約を締結したときは、お客様は第3章に定める取引を振替決済口座において行うことができます。

第7条 (有価証券の累積投資取引等)

お客様が、総合取引を行う契約を締結したときは、お客様は第5章に定める取引を有価証券の累積投資口座等で行うことができます。

第8条 (国内外貨建債券取引)

お客様が、総合取引を行う契約を締結したときは、お客様は第6章に定める取引を保護預り口座において行うことができます。

第9条 (取引の名義)

お客様は、契約の締結において次の事項を遵守するものとします。

- (1) お客様の住所、氏名につき、本人確認書類に記載のものと同じのものを使用すること。
- (2) お客様の住所に気付を使用しないこと。
- (3) 取引代金等を出金する場合の受取銀行等の口座名義につき、本人確認書類に記載のものと同じのものを使用すること。

第3節 解約

第10条（解約事由）

1. お客様と当社との契約は、以下のいずれかの事由に該当したときに解約されるものとします。
 - (1) お客様が当社所定の方法により解約を申し出たとき
 - (2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社がお客様に解約を申し出たとき
 - (3) お客様の契約申込みの内容に虚偽があったとき、その他お客様の法令諸規則違反により、当社がお客様に解約を申し出たとき
 - (4) お客様またはお客様の代理人が暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると判明し、または社会的公益に反する行為をなす者等これに準ずる者と判明し、当社が解約を申し出たとき
 - (5) お客様またはお客様の代理人が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
 - (6) お客様またはお客様の代理人が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
 - (7) お客様またはお客様の代理人が当社との取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、または虚偽の風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損しもしくは当社の業務を妨害した場合に当社がお客様に解約を申し出たとき
 - (8) 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し解約を申し出たとき
 - (9) 当社が該当する契約に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき
 - (10) 当社が第2章の定めに従ってお客様からお預りする証券（以下「保護預り証券」といいます。）等の残高がないまま当社が定める一定期間を経過し、当社が解約すべきと判断したとき
 - (11) 法令に基づく本人確認ができないとき
 - (12) お客様と当社との間の信頼関係の喪失その他やむを得ない事由により、当社が解約すべきと判断したとき
2. 第3章に定める振替決済方式に関して、次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座に振替いただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただくものとします。
 - (1) お客様の振替決済口座に振替株式等についての記載または記録がされている場合。
 - (2) お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等にかかる株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者もしくは受益者として記載または記録がされているときまたは、お客様が、他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出もしくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者もし

くは特別受益者であるとき。

- (3) お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整新投資口予約権数、調整優先出資数、調整上場投資信託受益権口数、または調整受益権数に係る振替株式等についてお客様の振替決済口座に増加の記載または記録がされる場合。

第11条（解約時の取扱い）

お客様と当社との契約が解約となった場合の手続き等は、以下のとおりとします。

- (1) 当社所定の方法により、お預りしている金銭及び有価証券等を返還します。
- (2) お預りしている有価証券等は、お客様の指示により、換金したうえで、その代金を返還します。

第4節 変更・喪失

第12条（変更・喪失手続）

1. お客様は、取引等に関する申込書等の記載事項や氏名、住所、共通番号、勤務先または内部者への該当等の届出事項等に変更がある場合は、所定の手続きにより速やかに当社に届出するものとします。
2. お客様は、申込書等の記載事項や届出事項の変更手続に際しては、当社の定めるところにより、「戸籍の個人事項証明（戸籍抄本）」等の書類をご提出、または「個人番号カード」等をご提示いただくことがあるものとします。
3. お客様が、本条に関する届出をした場合は、当社が相当の手続きを完了した後でなければ、お預り金および保護預り証券等の返還ならびにお客様の指定する口座管理機関等への振替等はできないものとします。

第13条（後見開始等の届出）

お客様について、後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判または任意後見監督人の選任が家庭裁判所によりなされたときは、お客様は、直ちにその旨を当社まで届出するものとし、その際、当社の定めるところにより、証明書類を提出するものとします。

第14条（約款の変更）

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法によりお知らせします。

第15条（サービス内容等の変更）

当社は、お客様に通知することなく、本約款に定めるサービスの内容を変更（サービスの提供に必要なソフトウェアのバージョン変更を含みます。）できるものとします。

第5節 報告・連絡

第16条（取引報告書）

1. 当社は、お客様の注文にかかる有価証券の売買等の取引が成立したときは、法令諸規則の定めに基づき、遅滞なく、お客様に取引報告書を交付するものとします。
2. 前項の報告書の交付は、郵送または第7章に定める電子交付によるものとします。

第17条（取引残高報告書等）

1. 当社は、法令諸規則の定めに基づき、四半期に1回以上、期間内のお取引内容、お取引後の残高を記載した取引残高報告書をお客様に交付するものとします。お取引がないお客様は、残高がある場合には1年に1回以上、取引残高報告書をお客様に交付するものとします。また、取引残高報告書には、法律の定めるところによる残高照合のための報告内容を含むものとします。
2. 前項の報告書の交付については、前条第2項によるものとします。
3. 当社は、取引残高報告書を交付した後、15日以内にお客様より異議の申し出がなかったときは、お客様はその記載事項すべてについて承認したものとします。お客様が取引残高報告書を受領した後、当社が、お客様に取引残高報告書の記載事項を確認した旨の確認書の交付を依頼したときは、お客様は、これに応じるものとします。
4. お客様は、当社からの報告書や連絡内容等について、取引に関する事項で異議があるときは、すみやかに当社の「コンプライアンス部（011-206-6481）」に通知するものとします。
5. 当社は、前各項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家である場合であって、当該お客様からの第1項に定める残高照合のためのご報告に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

第18条（その他の連絡事項）

当社は、保護預り証券等について、以下の各号の事項をお客様に通知します。

- (1) 振替法の規定に基づく株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）が行う振替制度（以下「振替制度」といいます。）によらない保護預り証券（対象が非上場株式である場合を除きます。）について名義書換または提供等を要する場合には、その期日
- (2) 混合保管中の債券について第38条の規定に基づき決定された償還額
- (3) 保護預り証券の最終償還期限
- (4) 残高照合のための報告（ただし、取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告）

第19条（報告・連絡の効力）

当社（又は当社の所属金融商品仲介業者）がお客様の届出住所または届出電子メールアドレスあてに行った報告、連絡等が、転居、不在又は電子メールアドレスの変更その他お客様の事情によって延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべき時に到着したものとして取扱うことができるものとします。

第6節 取引注文の受託および執行

第20条（注文執行の取消等）

1. お客様が、売買の注文を行う場合、天災地変、政変等による著しい社会秩序の混乱、金融商品取引所その他の市場における取引の停止もしくは制限、または外貨事情の急変等当社（当社の所属金融商品仲介業者を含みます。）の責めに帰することのできない事由があるときは、注文執行の停止、または受付けた注文の取消が行われうることを了解のうえ、これを行うものとします。
2. お客様が投資信託の売買の注文を行う場合は、前項によるほか、その投資信託の委託会社によって注文受付の停止または受付けた注文の取消が行われうることを了解のうえ、これを行うものとします。

第21条（前受金等）

1. 有価証券の売買等の受注は、原則として、あらかじめ買付けの注文に係る約定代金および執行に係る手数料等（以下併せて「買付代金」といいます。）、または売付の注文に係る有価証券（以下「売付有価証券」といいます。）の全部または一部（以下併せて「前受金等」といいます。）をお預りしたうで行います。
2. 前各項による買付代金または売付有価証券の受入れが行われない場合は、次の措置をとることがあります。
 - (1) お客様からの預り金を不足金に充当する措置
 - (2) お客様の口座で管理する資産の返還その他の取引を停止する措置
 - (3) お客様へのサービス提供を停止する措置
3. お客様が当社に預託する有価証券は、お客様ご本人の所有する有価証券に限ることとします。

第22条（受注できない場合）

1. 事故証券については、お預りしたり、売付等を受注したりすることはできません。
2. 募集または売出しに応じるご注文は、お客様が当該募集または売出しに係る目論見書等を受け取っていること等の必要な要件を満たしていることを当社が確認できない場合は、お受けできません。
3. 本章第12条に係る届出があった場合は、相当の手続きが完了するまで、お客様の口座で管理する資産の返還その他の取引には応じません。
4. 前各項によるほか、次のいずれかに該当する場合は、ご注文をお受けしないことがあります。
 - (1) 注文の内容が法令またはこの約款の定めいずれかに反し、または反するおそれがあると当社が判断する場合
 - (2) 売買規制等により、注文を執行できない場合
 - (3) お客様が当社に対する債務の履行を怠っている場合
 - (4) その他、受注することが適当でないものと当社が判断した場合

第23条（有効期間）

有価証券の売買等の注文の有効期間は、その注文を受けた時点以降、当社が定める範囲内でお客様が指定された日までとします。

第24条（注文内容の明示）

1. 有価証券の売買等のご注文の際は、銘柄、売り買いの別、数量、価格、注文の有効期限、その他注文の執行に必要な事項を明示していただ

- き、当社または当社の所属金融商品仲介業者が確認いたします。
2. 前項が遵守されない場合は、ご注文が執行されないことがあります。
 3. 当社が必要と判断したときは、注文書をご提示いただくこととします。

第25条（注文の執行）

1. 有価証券の売買等の注文を受付けた場合は、当社は相当の時間内に執行します。
2. 有価証券の売買等の注文について次のいずれかの事由が生じたときは、当社は、あらかじめお客様に連絡することなく、その注文の執行を取りやめることがあります。
 - (1) 執行するまでに法令またはこの約款の定めいずれかに反することとなったとき
 - (2) お客様が当社に対する債務の履行を怠っているとき
 - (3) お客様の口座に当社の立替金がある場合
 - (4) 前各号に定めるほか、当社が不相当と判断するとき

第26条（自己責任の原則）

お客様は、本約款の内容を十分に理解し、ご自身の責任と判断において当社との取引を行うものとします。

第7節 その他の通則

第27条（お預り金）

当社は、お客様からお預りした金銭に対しては、いかなる名目によるかを問わず利子等のお支払いはいたしません。

第28条（金銭の振込）

当社は、お客様があらかじめ届出た本人名義の銀行等の口座以外への振込は行わないものとします。

第29条（諸料金）

1. 当社は、有価証券の保護預り等を行ったときは、当社の定めるところにより、お客様より当社所定の料金をいただくことがあります。
2. 当社が、お客様のご希望に従って特別な取扱いをしたときは、お客様は、当社の要した実費を当社に支払うものとします。
3. 当社は第5章に定める有価証券の累積投資取引等については、お取引の対象となった有価証券の保管料をいただくことがあります。
4. お客様が、有価証券の券面もしくは金銭の預入れまたは引出しを行う場合またはお客様の指定する口座管理機関等との振替等の取扱いを行う場合は、当社所定の料金をいただくことがあります。
5. 当社が提供するサービスのうち有料のものを、提供開始後にお客様が解約される場合は、当社は、すでにお支払いいただいた料金は、お返ししません。
6. 新株予約権付社債の新株予約権の行使の取次ぎ、振替口座簿記載事項の証明書等の交付等については、当社所定の手数料をいただくことがあります。
7. 当社は、お客様が本条で定める諸料金を支払わない場合、売却代金等のお客様の預り金があるときは、これを当該未払金に充当することができます。

8. 振替機関による保管および振替の制度において取扱われる有価証券を振替機関を通じて他社へ振替える場合は、当社は所定の料金をいただくことがあります。
9. 第10条の解約事由に伴い振替株式等の振替手続が遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をいただきます。

第30条（免責事項）

当社及び当社の所属金融商品仲介業者（以下「当社等」といいます。）各サービス、取引等によりお客様に損害が生じても、その損害が以下の事由によるものである場合は、当社等はその損害を賠償する責を負いません。

- (1) 天災地変、政変等による著しい社会秩序の混乱、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖その他の当社等にとって不可抗力と認められる事由により、本約款に定める事項、売買の注文等の執行、金銭および有価証券の授受または寄託の手続き等が遅延し、または不能となったとき
- (2) お客様と当社等間の通信の障害もしくは郵便の誤謬もしくは遅延が生じたとき、または金融商品取引所もしくは情報を伝達する機器もしくは機関に生じた当社等の責に帰すことのできない不具合を含め、当社等の責に帰すことができない事由が生じたとき
- (3) お預りした有価証券について、お預り当初から瑕疵またはその原因となる事実があったとき
- (4) お客様のご指示により金銭を指定預金口座に振り込んだとき
- (5) 本約款の定めに基づいてお客様の注文の執行を取りやめたとき
- (6) お客様があらかじめ当社に指定した暗証番号およびログインパスワード（以下「暗証番号等」といいます。）またはお客様があらかじめ当社に届出た氏名および口座番号等の当社が定める事項（以下「口座番号等」といいます。）が盗用され、不正に使用されたとき

第31条（法令などの遵守）

1. お取引にあたっては、お客様と当社等は、本約款および金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）その他の法令ならびに日本証券業協会等の諸規則を遵守するものとします。
2. お客様は、金融商品取引所等が定めた有価証券買付代金等の受渡期日を遵守するものとします。
3. お客様が本条の規定に反した場合または第10条第1項のいずれかの事由に該当した場合、当社は当社が提供するサービス、お客様の注文の受付、預り証券または金銭の引出等を制限することができます。
4. 当社は、お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部または全部が、本約款の各規定により、機構に対して、または、機構を通じて第43条に定める振替株式等の発行者ならびに受託者および他の口座管理機関に提供されることにつき、お客様が同意していただいたものとして取扱います。

第32条（合意管轄）

お客様と当社との間における本約款に定める取引に関する訴訟については、当社の本店を管轄する裁判所のうちから、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第33条（準拠法）

本約款に関する準拠法は日本国法とします。

第2章 有価証券の保護預り

第34条（本章の趣旨）

本章は、当社とお客様との間の有価証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第35条（保護預り証券）

1. 当社は、金商法第2条第1項、第2項に掲げる証券について、本章の定めに従ってお預りします。ただしこれらの証券でも市場性のないもの等は都合によりお預りしないことがあります。
2. 当社は、前項によるほか、お預りした証券が振替決済にかかるものであるときは、金融商品取引所および決済会社が定めるところによりお預りします。

第36条（保護預り証券の保管方法および保管場所）

当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- (1) 保護預り証券については、当社において安全確実に保管し、また当社が定める保管場所にその保管業務を再委託することができます。
- (2) 当社は、金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混合して保管するものとします。
- (3) 当社は、保護預り証券のうち、前号に掲げる場合を除く債券または投資信託の受益証券については、特に申し出のない限り、他のお客様の同銘柄の有価証券と混合して保管するものとします。
- (4) 当社は前号による保管は、大券をもって行うことがあります。

第37条（混合保管等に関する同意事項）

お客様は、前条の規定により混合して保管する証券については、次の事項につき同意したものとします。

- (1) 当社がお客様よりお預りした証券と同銘柄の証券に対し、お客様は、その証券の数または額に応じて共有権または準共有権を取得すること。
- (2) 当社が、お客様から新たに証券のお預りをするとき、またはお客様にお預りしている証券の返還をするときは、その証券のお預りまたは返還については、当社が同銘柄の証券のお預りをしている他のお客様と協議を要しないこと。

第38条（混合保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い）

当社は、混合して保管している債券が抽選償還に当選した場合における被償還者の選定および償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。

第39条（保護預り証券の口座処理）

1. 当社は、保護預り証券を、お客様ごとにすべて同一口座でお預りします。
2. お客様は、金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、または他の口座へ振替を行うことができるものとします。この場合、当社が他の口座から振替を受け、そ

の旨の記帳を行った時にその証券が当社に預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行った時にその証券が返還されたものとして取り扱います。ただし、機構が必要があると認めて振替を行わない日は、当社は当該証券の振替を行わないものとします。

第40条（償還金等の代理受領）

保護預り証券の償還金（混合保管中の債券について第38条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）または利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払があるときは、当社がお客様に代わってこれを受け取り、お客様の請求に応じてお支払いします。

第41条（保護預り証券の返還）

1. お客様は、保護預り証券の返還を当社に請求するときは、当社所定の方法により手続きを行うものとします。
2. 当社は、当社が保護預りしている有価証券が、無効となった場合には、あらかじめ当社が通知のうえ定める日までにお客様から返還の請求がない限り、当該有価証券を破棄する場合があります。

第42条（保護預り証券の返還に準ずる取扱い）

1. 当社は、次の場合には前条第1項の手続きを待たずにお客様から保護預り証券の返還の請求があったものとして取り扱います。
 - (1) お客様が、保護預り証券を売却する場合
 - (2) 当社が第40条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合
2. 前項(1)のうち株式投資信託の売却（金額指定で買付可能な銘柄で、累積投資取引は除きます。）については、売却の単位は1万口以上とし、売却後の当該銘柄の残高が1万口未満のときは、当該銘柄の残高全部を売却するものとします。

第3章 振替決済方式

第43条（本章の趣旨）

1. 本章は、振替法に基づく振替決済制度において取り扱う有価証券（以下「振替証券」といいます。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）の利用に関し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするための取り決めです。
2. 本章に記載する振替機関とは、振替法の定めるところにより、以下の(1)については日本銀行を、(2)～(10)については機構を示すものとします。
 - (1) 国債（以下「振替国債」といいます。）
 - (2) 一般債（以下「振替一般債」といいます。）
 - (3) 短期社債等（以下「振替短期社債等」といい(2)と(3)を総称して「振替一般債等」といいます。）
 - (4) 投資信託受益権（以下「振替投信」といいます。）
 - (5) 新株予約権付社債（以下「振替新株予約権付社債」といいます。）
 - (6) 「共同組織金融機関の優先出資に関する法律」に規定する優先出資（以下「振替優先出資」といいます。）
 - (7) 投資口（以下「振替投資口」といいます。）
 - (8) 受益証券発行信託の受益権（以下「振替受益権」といいます。）
 - (9) 新投資口予約権（以下「振替新投資口予約権」といいます。）
 - (10) 振替投信のうち機構が定める「株式等の振替制度」により取扱う上

場投資信託受益権（以下「振替上場投信」といい、(5)～(10)を総称して「振替株式等」といいます。）

3. 本章における振替一般債等および振替投信の範囲については、機構の社債等に関する業務規程に、振替上場投信、振替株式等については株式等の振替に関する業務規程に定めるものとします。

第44条（振替決済口座）

1. 当社は、お客様の振替決済口座を、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。
2. 振替決済口座には、振替法が定めるところにより、振替国債については種別および内訳区分を、振替一般債等、振替投信および振替株式等については内訳区分を設けます。
3. 前項において、内訳区分には、質権目的となる振替証券の記載または記録をする区分（以下「質権欄」といいます。）と、それ以外の振替証券の記載または記録をする区分（以下「保有欄」といいます。）とを別に設けて開設します。
4. 当社は、お客様が振替証券についての権利を有するものに限り、振替決済口座に記載または記録します。
5. 当社は、機構において取り扱う振替証券のうち、当社が定める一部の銘柄について、その取り扱いを行わないことができます。
6. 当社は、当社における振替証券の取り扱いについて、お客様から問合せがあった場合には、お客様にその取り扱いの可否を通知します。

第45条（振替決済口座の開設）

1. お客様は、振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、当社所定の方法により申込むものとします。
2. 当社は、お客様から当社所定の方法による振替決済口座開設の申込を受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設します。
3. 振替決済口座は、本約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および振替機関が定める業務規程その他の定めに従って取り扱います。
4. 当社は、第1項の申込みをもって、お客様が、振替法その他の法令および振替機関が定める業務規程ならびに振替機関が講ずる必要な措置および振替機関が定める振替業の業務処理方法に従うことにつき同意したものととして取扱います。

第46条（加入者情報の取扱いに関する同意）

当社は、原則として振替決済口座に振替株式等に係る記載または記録がされた場合には、お客様の加入者情報（氏名または名称、住所、生年月日、その他機構が定める事項。以下同じ。）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構に対して通知することにつき、お客様が同意したものととして取り扱います。

第46条の2（加入者情報の他の口座機関への通知の同意）

当社は、前条に基づき機構に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容が、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、お客様が同意したものととして取り扱います。

第47条（共通番号情報の取扱いに関する同意）

当社は、お客様の共通番号情報（氏名または名称、住所、共通番号）に

ついて、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者および受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第48条（振替制度で指定されていない文字の取扱い）

お客様が当社に対して届出を行った氏名もしくは名称または住所のうち振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換することがあることにつき、お客様が同意したものと取り扱います。

第49条（振替の申請）

1. お客様は振替決済口座に記載または記録されている振替証券について、次に定める場合を除き、当社に対し振替の申請ができるものとします。
 - (1) 振替一般債等の償還期日または繰上償還期日において振替を行うもの
 - (2) 振替一般債等の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日または利金支払期日の前営業日において振替を行うもの
 - (3) 振替投信の収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - (4) 振替投信の償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）内の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - (5) 振替投信の償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - (6) 振替投信の販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては、次に掲げる日において振替を行うもの
 - ① 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ② 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - ③ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ④ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑤ 償還日
 - ⑥ 償還日翌営業日
 - (7) 振替株式等については、機構の定める振替制限日を振替日とするもの
 - (8) 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取り扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの

- 2 お客様が振替の申請を行うにあたっては、その4営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入のうえ記名し、提出するものとします。
 - (1) 当該振替において減少および増加の記載または記録がされるべき振替証券の銘柄および金額、口数または数量（以下本章において「数量」といいます。）
 - (2) お客様の振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
 - (3) ① 前号の減少の記載または記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載または記録がされるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、新投資口予約権者、優先出資者または受益者（以下本条において「株主等」といいます。）の氏名または名称および住所ならびに(1)の数量のうち当該株主等ごとの数量
 - ② 前号の記録または記載が、保有欄の譲渡担保にされる場合には、当該株式等についての特別株主、特別投資主、特別優先出資者または特別受益者（以下本条において「特別株主等」といいます。）の氏名または名称および住所ならびに(1)の数量のうち当該特別株主等ごとの数量
 - (4) 振替先口座および直近上位機関の名称
 - (5) 振替先口座において、増加の記載または記録がされるのが保有欄か質権欄かの別
 - (6) 前号の口座において増加の記載または記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量ならびに当該株主等の氏名または名称および住所ならびに当該株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等
 - (7) 振替を行う日
- 3 お客様は前項(1)の金額または数量については、次のとおり記入するものとします。
 - (1) 振替国債については、その振替国債の最低額面金額の整数倍
 - (2) 振替一般債等については、その振替一般債等の金額の整数倍
 - (3) 振替投信については1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合はその整数倍とします。）
 - (4) 振替上場投信については、1口の整数倍
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項(4)の記入は必要ないものとします。また、同項(5)については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として記入するものとします。
- 5 当社は、お客様が当社に振替証券の買取の請求をされる場合、前各項の手続きを待たずに振替証券の振替の申請があったものとして取扱います。
- 6 お客様の口座に記載されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金および利金を取り扱う銘柄以外の銘柄の振替一般債をいいます。）について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当社に対し、その旨を申し出るものとします。

7. 第2項の振替の申請（振替先欄が保有欄であるものに限り。）を行うお客様は、振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投信または振替受益権を同項(4)の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投信または振替受益権の株主、投資主、受益者もしくは優先出資者の氏名および住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

第50条（他の口座管理機関への振替）

1. 当社は、お客様から申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができるものとします。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取り扱いをしていない等の理由により、当該他の口座管理機関が振替を受け付けない場合、当社は振替の申し出を受け付けないものとします。
2. 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、お客様は、あらかじめ当社所定の手続きにより申込むものとします。
3. 当社で振替株式等を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社および口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄が質権欄の別、加入者口座番号等）をご連絡いただくこととします。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われなことがあります。

第51条（登録質権者となるべき旨の申出）

お客様が質権者である場合には、お客様の振替決済口座の質権欄に記載または記録されている質権の目的である振替株式、振替投資口または振替優先出資について、当社に対し、登録株式質権者、登録投資口質権者または登録優先出資質権者となるべき旨の申出をすることができます。

第52条（信託の受託者である場合の取扱い）

お客様が信託の受託者である場合には、お客様は、その振替決済口座に記載または記録がされている振替株式等について、当社に対し、信託財産である旨の記載または記録をすることを請求することができます。

第53条（振替先口座等の照会）

1. 当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることができます。
2. お客様が振替株式等の質入れまたは担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることができます。
3. お客様が当社に対する振替株式等の質入れまたは担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることができます。

第54条（抹消手続き）

1. 当社は、振替決済口座に記載または記録されている振替証券について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請が行われた場合に

は、当社は、機構が定めるところに従いお客様に代わって手続きをするものとし、

2. 当社は、振替決済口座に記載または記録されている振替証券について、償還（繰上償還および定時償還を含み、分離利息振替国債にあっては、利子の支払をいいます。）または信託の併合、もしくはお客様の請求による解約が行われる場合には、当該振替証券について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任されたものとし、当該委任に基づき、機構が定めるところに従いお客様に代わって手続きをするものとし、
3. お客様は、振替上場投信について機構が定める場合には、当社に抹消の申請をすることはできません。

第55条（振替受益権の併合等に係る手続き）

1. 当社は、振替受益権の併合または分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加または減少の記載または記録を行います。
2. 当社は、信託の併合または分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加または減少の記載または記録を行います。
3. 当社は、振替上場投信の併合または分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加または減少の記載または記録を行います。

第56条（償還金等の代理受領）

当社は、振替決済口座に記載または記録されている振替証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金および定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）、解約金、利金および収益分配金の支払いがあるときは、振替国債においては日本銀行が国庫から、振替一般債等、振替新株予約権付社債においては支払代理人が発行者から受領したうへ、当社がお客様に代わって振替国債においては日本銀行、振替一般債、振替新株予約権付社債においては支払代理人、振替短期社債等においては発行者（支払代理人が選定されている場合には支払代理人）、振替投信においては当該投資信託受益権の受託銀行から、これを受領し、お客様の請求に応じて支払うものとし、

第57条（会社の組織再編等に係る手続き）

当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記載または記録を行います。

第58条（配当金等に関する取扱い）

お客様は、金融機関預貯金口座（以下「預金口座等」といいます。）への振込みの方法により配当金または分配金（以下本条において「配当金等」といいます。）を受領しようとする場合には、当社に対し、当社所定の方法により発行者に対する配当金等を受領する預金口座等の指定（以下「配当金等振込指定」といいます。）の取次ぎの請求をすることができます。

第59条（振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等）

当社は、お客様からご依頼があるときは、振替受益権について、当社が

行うものとされた信託契約および機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国または地域（以下「国等」といいます。）の諸法令、慣行および信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。なお、当該転換により取得した信託財産については、当社では管理を行わないこともあり、または当社が別に定める規定により管理することがあります。

第60条（振替受益権の信託財産の配当等の処理）

振替受益権の信託財産に係る配当または収益分配金等の処理、新株予約権等（新株予約権の性質を有する権利または株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。）その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、受託者が処理することとします。

第61条（振替受益権の信託財産に係る議決権の行使）

振替受益権の信託財産に係る株主総会（受益者集会を含みます。以下同じ。）における議決権は、お客様の指示により、当該受益証券発行信託の受益証券の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。

第62条（振替受益権に係る議決権の行使等）

振替受益権に係る受益者集会における議決権の行使または異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとします。

第63条（振替受益権の信託財産に係る株主総会の書類等の送付等）

振替受益権の信託財産に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利または利益に関する諸通知および振替受益権に係る信託決算の報告書の送付等は、当該振替受益権の受託者が信託契約に定める方法により行います。

第64条（振替受益権の証明書の請求等）

1. お客様は、当社に対し、振替口座簿のお客様の口座に記載または記録されている当該振替受益権についての振替法第127条の27第3項に規定する書面の交付を請求することができます。
2. お客様は、前項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替受益権について、振替の申請または抹消の申請をすることはできません。

第65条（振替受益権等の発行者への通知に関する同意）

当社は、振替上場投信または振替受益権について、機構が定めるところにより、お客様の氏名または名称およびその他機構が定める情報が、総受益者通知において、振替上場投信の発行者および受託者または振替受益権の発行者に対して提供されることにつき、お客様に同意いただいたものとして取扱います。

第66条（総株主通知等に係る処理）

1. 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投信および振替受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ。）における株主（振替新株予約権付社債にあっては

新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投信および振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者または登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。)の氏名または名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄および数量、その他機構が定める事項を報告します。

2. 機構は、総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総優先出資者通知、もしくは総受益者通知の対象となる銘柄である振替株式等の発行者（振替上場投信にあっては発行者および受託者。以下本条において同じ。）に対し、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、通知株主等の氏名または名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄および数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において機構は、通知株主等として報告したお客様について、当社または他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の方であると認めるときは、その同一の方に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって通知を行います。
3. 機構は、発行者に対して通知した前項の通知株主等に係る事項について、株主確定日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。

第67条（振替口座簿記載事項の証明書の交付または情報提供の請求）

1. お客様は、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客様の口座に記載または記録されている事項を証明した書面（振替法第277条に規定する書面をいいます。）の交付または当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することを請求することができます。
2. 当社は、当社が備える振替口座簿のお客様の口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客様の口座に記載または記録されている事項を証明した書類の交付または当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接または機構を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類を交付し、または当該事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

第68条（機構からの通知に伴う振替口座簿の記載または記録内容の変更に関する同意）

機構から当社に対し、お客様の氏名もしくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨または株主名簿への記載の制限が行われている場合の外国人である旨もしくは外国人でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載または記録内容を当該通知内容のものに変更することがあることにつき、お客様が同意したものとして取り扱います。

第69条（当社の連帯保証義務）

振替機関が振替法に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証します。

- (1) 振替証券（分離適格振替国債、分離元本振替国債または分離利息振替国債を除きます。）の振替手続きを行った際、振替機関において、誤記帳等により本来の数量または残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替証券の超過分（振替証券を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金および利金、分配金ならびに債務の支払いをする義務
- (2) 分離適格振替国債、分離元本振替国債または分離利息振替国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振替国債および当該国債と名称および記号を同じくする分離適格振替国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振替国債および当該国債と利金の支払期日を同じくする分離適格振替国債の超過分（振替国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利金の支払いをする義務
- (3) その他、振替機関において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第69条の2（社債的受益権の取扱いに関する規定の読み替え）

本章における社債的受益権（機構の社債等に関する業務規程に規定する「特定目的信託の社債的受益権」をいいます。）の取扱いは、以下のとおり字句を読み替えるものとします。

- ・読み替える規定
 - 読み替えられる字句
 - 読み替える字句
 - ・第49条（振替の申請）第1項(2)
 - 利金支払期日
 - 配当支払期日
- ・第49条（振替の申請）第3項(2)
 - 振替一般債等の金額
 - 社債的受益権の金額
 - ・第56条（償還金等の代理受領）
 - 償還金（線上償還金および定期償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ）
 - 償還金（線上償還金および定期償還金を含みます。以下同じ）
 - （償還金等の代理受領）
 - （償還金および配当の代理受領）
 - ・第56条（償還金等の代理受領）
 - ・第49条（振替の申請）第6項
 - ・第69条（当社の連帯保証義務）(1)
 - 利金
 - 配当

第4章 振込先指定方式

第70条（本章の趣旨）

1. 本章は、お客様が当社との間で行う振込先指定方式の取扱いに関する取決めです。
2. 前項の「振込先指定方式」とは、お客様の当社における口座内のすべての有価証券等の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭（以下本章において「金銭」といいます。）をお客様があらかじめ指定する預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）に振込む方式をいいます。

第71条（指定預金口座の取扱い）

1. お客様の振込先指定方式における指定預金口座は、原則としてあらかじめ当社に届出た口座名義と同一名義とします。
2. お客様が、従前の方式で当社に指定預金口座を届出ている場合においても、本章に基づいて指定された口座を指定預金口座として取扱うものとしします。
3. 指定預金口座を変更されるときは、当社所定の変更届を提出するものとしします。

第72条（金銭の振込み出金の指示）

1. 本章に基づく金銭の振込みについては、お客様がその都度、当社に指示するものとし、当社は、その指示が、お客様自身からの指示であることを確認することができます。

第73条（受入書類等）

当社は、前条による振込をする場合には、その都度の受領書等の受入れは行わないものとしします。

第5章 有価証券の累積投資取引等

第1節 総則

第74条（本章の趣旨）

1. 本章は、お客様と当社との有価証券（株券を除きます。以下本章において同じ）の累積投資取引の取決めです。
2. 本章において、「累積投資契約」とは、果実等について指定された有価証券を自動的に買付ける契約（投資信託定時定額買付取引（以下本章において「本サービス」といいます。）をいうものとしします。

第2節 投資信託の累積投資取引

第75条（申込方法）

1. 当社は、取扱うことのできる有価証券（以下「取扱有価証券」といいます。）を指定し本サービスを申込みのものとします。
2. お客様が、本サービスを申し込む場合、約款、投資信託説明書（目論見書）（以下本章において「目論見書」といいます。）等を受領し、その内容を確認し、当社所定の申込書及び投資信託意向確認書に必要事項を記載し当社に提出するものとしします。

3. 前項によりお客様が本サービスを開始した場合、お客様は受領した目論見書等の内容を確認したうえで、本サービスを開始したものとみなします。
4. 当社は、お客様が累積投資取引を申し込んだときは、直ちに累積投資口座（以下本章において「口座」といいます）を開設します。

第76条（金銭の払込）

1. お客様は、本サービスに係る累積型株式投信の買付けに必要な金銭を、あらかじめお客様にご指定いただいた金融機関の預貯金口座から自動引落としにより払込むものとします。
2. 払込の額は原則月額1万円以上1万円単位とします。又、ボーナス月（1月・7月）の増額払込みも可能とします。
3. 月額払込金額が1万円～4万円（ボーナス月払込金額を除く）で電子交付サービスをご利用されないお客様については、口座管理料として年間3,300円（税込）を、初回払込時及び以後1年毎にお支払いいただきます。なお、口座管理料の返金・割り戻しはいたしかねます。

第77条（買付について）

お客様は、毎月一定の時期（以下「買付日」といいます。）に、当該有価証券の目論見書の定めるところにより投資信託の買付を行うよう申し込むものとします。

第78条（分配金の再投資）

投資信託の収益分配金については、お客様に代わり当社が受領のうえ、これをお客様の当該有価証券にかかる口座に繰入れて、その全額をもって当該有価証券の買付けを行います。

この場合、買付の手数料は無料とします。

第79条（金銭の返還等について）

当社は、本サービスによりお客様から金銭の返還を請求された時は、当該有価証券の目論見書の定めるところにより返還し、返還単位は全部売却を除き1円単位とします。

第80条（買付の中止）

1. 当社は、あらかじめお客様にご指定いただいた金融機関の預貯金口座の残高が不足していた等（以下「残高不足等」といいます。）により買付の際に、金銭の払込みがない場合、本サービスでの買付は行わないこととします。買付の再開を希望される場合は、改めて申込書の提出が必要となります。
2. 前項において、残高不足等を原因として、3回連続して買付ができなかった場合、当社は、以後の買付は行わないこととします。買付の再開を希望される場合は、改めて申込書の提出が必要となります。
3. 当社は、本サービスの中止の申込をいただいた後の買付は中止しますが、本サービスの中止の申込をいただいても金融機関口座からの引落としの中止が速やかに行われなことがあります。
4. お客様は、当社所定の手続きにより、本サービスの中止の申込を行うことができます。再開する場合は、新たに当社所定の申込書を提出するものとします。
5. その他、お客様に不利益が生じることとなる場合等は、当社の判断でお客様に通知することなく買付を中止する場合があります。

第81条（申込内容の変更）

お客様は、当社所定の手続きにより本サービスの申込内容の変更を行うことができます。

第82条（契約の解約）

1. 第10条に定める解約事由の他、有価証券が償還され、当該口座の残高が零となったとき、当社は、当該口座を解約することができるものとします。
2. 払込金が最後の買付から1年を超えて引き続き払い込まれず、その時点において口座残高が1万口未満であるときは、当社は当該口座を解約することができるものとします。
3. 前2項により口座が解約されたとき、当社は遅滞なく保管中の有価証券および口座残金を第79条に準じて、お客様に返還するものとします。

第83条（他の規定等の準用）

この規定に定めのない事項については、「総合取引約款」その他の規定等により取り扱うものとします。

第3節 投資信託積立に伴う銀行引落しサービス取引契約

第84条（趣旨）

この契約は、当社との間で契約する投資信託定期額買付取引のうち、当社指定の収納代行会社（以下、「収納代行会社」といいます。）を通じた銀行引落しによる集金代行決済サービス（以下、本章において「本サービス」といいます。）に関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第85条（累積型株式投信積立）

お客様は、「投資信託の累積投資取引」の内容を了承のうえ、本サービスを利用するものとします。

第86条（ご利用の申込み）

お客様は、本サービスの利用を希望する場合、当社が定める方法により申込みを行うものとします。

第87条（ご利用の制限）

1. 本サービスは、原則としてお客様が当社に開設した証券総合サービス口座と、本サービスを通じてご指定いただいた指定金融機関の口座名義が同一である場合に限り、ご利用になれることとします。
2. 前項の規定は、当社所定の要件を満たした親族が未成年者に対し贈与目的で積立を行う場合、又は法人が役職員の有価証券自動引落し積立の資金の取次に関してその事務取扱に関する協定を当社と締結した場合には適用しないものとします。

第88条（口座確認に関する同意）

お客様は、本サービスのご利用にあたり、次のことに同意するものとします。

- ① 本サービス提供のため、お客様の氏名等、その他本サービスに係る引落しに必要な情報を収納代行会社に提供すること
- ② 本サービスに係る引落しの際に、収納代行会社がおお客様の証券総合サービス口座名義を指定金融機関に提供し、証券総合サービス口座と指

定金融機関の口座名義が同一であることを確認すること

第89条（集金代行による引落し）

1. お客様は、本サービスのご利用にあたり、投資信託積立に必要な代金について、当社が収納代行会社に対して集金代行業務を委託することを了承するものとします。
2. 収納代行会社は、当社が定める毎月一定の日（休日にあたる場合は翌営業日）に、投資信託積立に必要な代金を指定金融機関の口座から引落とすこととします。
3. 収納代行会社は、前項の引落し代金を、当社が定める毎月一定の日（休日にあたる場合は翌営業日）に当社へ入金することとします。

第90条（買付の時期）

当社は、前条第3項において入金された代金により、当社が定める営業日にお客様の指定した投資信託を買付けることとします。但し、お客様の証券総合サービス口座に不足金がある場合には、当該買付けより先に不足金に充当されるものとします。

第91条（申込内容の変更）

お客様は、当社所定の手続きにより本サービスの申込内容の変更を行うことができます。

第92条（届出事項の変更）

お客様は、当社、収納代行会社および指定金融機関への届出事項に変更があった場合は、速やかに届け出るものとします。

第93条（他の規定等の準用）

この規定に定めのない事項については、「総合取引約款」「投資信託の累積投資取引」その他の規定等により取り扱うものとします。

第4節 外貨建投資信託の累積投資契約

第94条（申込方法）

1. 当社は、累積投資契約において取扱うことのできる有価証券を指定し、お客様は、当社指定の方法により累積投資契約を申込みものとします。
2. お客様が、前項の累積投資契約を申込み場合、約款、目論見書等を受領し、その内容を確認し、当社所定の申込書に必要事項を記載のうえこれを当社に提出するものとします。ただし、既に累積投資契約を締結されているお客様が別の累積投資契約の利用を希望される場合には、当該目論見書等を受領し、内容を確認のうえ、申込みものとします。
3. 前項によりお客様が累積投資契約を開始した場合、お客様は受領した目論見書等の内容を確認したうえで、累積投資契約を開始したものとみなします。

第95条（買付方法他）

お客様より前条の申込みがあった場合、当社は、当該累積投資契約の対象となる有価証券の目論見書等の定めるところにより速やかに買付を行います。

第5節 外貨MMF(マネー・マーケット・ファンド)累積投資契約

第96条(趣旨)

この契約は、お客様が当社との間で外貨マネー・マーケット・ファンド受益証券(以下「外貨MMF」といいます。)の累積投資に関する取り決めです。当社はこの契約に従って外貨MMFの累積投資の委任に関する契約(以下「本契約」といいます。)をお客様と締結します。

第97条(契約の申込み)

1. お客様は外貨MMFの申込にあたり、当社に証券取引口座をお持ちであり、当契約並びに目論見書および目論見書補完書面を交付又は、電磁的方法による交付による契約手続きを行うことをもって契約の締結があったものとしたします。
2. 本契約が締結されたときは、当社はただちに外貨MMF累積投資口座(以下「口座」といいます。)を設定します。
3. お客様は、次のコースの契約を申込みことができます。

申込コース	買付ける有価証券
ノムラ・アセット・マネジメン ト・UK・リミテッドの運用する 「ノムラ・グローバル・セレクト・ トラスト U.S.ドル・マネー・ マーケット・ファンド米ドル・MM F」	ノムラ・グローバル・セレクト・ トラスト U.S.ドル・マネー・ マーケット・ファンド米ドル・MM F受益証券(ルクセンブルグ籍契約 型追加型外国投資信託)

第98条(取引日等)

1. この契約において、営業日とは、ルクセンブルグ、ロンドンおよびニューヨークの銀行営業日、かつ日本の販売会社の営業日(ただし、12月24日を除きます。)をいいます。
2. 前項の規定にかかわらず、当社が特に必要と認める日には、外貨MMFの取得の申込、または、返還の請求は受け付けられないものとします。

第99条(金銭の払込み)

お客様は、外貨MMFの取得にあてるため、当社が定める金額以上の金銭(以下「払込金」といいます。)を外貨又は円貨で、口座に払込むことができます。

第100条(取得の申込み、時期及び価額)

1. お客様は、外貨MMFの取得を申込み場合は、申込金額とその払込通貨を明示して、所定の手続きによりこれを行うものとします。
2. 当社は、お客様からの取得の申込みが取引日の当社が定める時間までに行われ、かつ当社所定の事務処理が完了した場合は当日を、当社が定める時間を過ぎて行われた場合は翌取引日を申込日として、当該申込日に指定の外貨MMFをお客様に代わって取得します。また、お客様から取引日以外の日に取得の申込があった場合、その翌取引日に当該申込があったものとして取扱います。
3. 当社は、前項の申込があった場合、申込時までには払込金を受入れます。
4. 第2項の取得価額は、申込日の基準価額(または純資産価格。以下同じ。)とします。

5. 第1項および第2項の規定にかかわらず、当社は、申込日の1口あたりの基準価額が当初設定時の1口あたり基準価額を下回った場合には、当該外貨MMFの取得の申込に応じないものとします。
6. 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、重大なテロ、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等があるときは、買付の申込が中止され、またすでに行われた買付の申込みの受付が取り消されることがあります。
7. 取得された外貨MMFの所有権並びにその元本または果実に対する請求権は、当該取得日からお客様に帰属するものとします。

第101条（保管）

1. 本契約によって取得された外貨MMFは、当社において、混合して保管します。ただし、当社で保管することに代えて、当社名義で他の金融機関に再委託することがあります。
2. 前項により混合して保管する外貨MMFについては、次の事項に同意いただいたものとして取扱います。
 - (1) 保管している外貨MMFに対し、寄託された外貨MMFの額に応じて共有権を取得すること
 - (2) 新たに外貨MMFを寄託するときまたは寄託された外貨MMFを返還するときは、その外貨MMFの寄託または返還については、外貨MMFを寄託している他のお客様と協議を要しないこと。

第102条（果実の再投資）

1. 前条の保管にかかる外貨MMFの果実は、前月の最終取引日（その翌取引日以降に取得した場合には当該取得日）から当月の最終取引日の前日までの分を、当該最終取引日にお客様に代わって当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後、当該お客様の口座に繰り入れ、その全額をもって当該最終取引日の基準価額でお客様に代わって遅滞なく取得します。
2. 前項の規定にかかわらず、当月の最終取引日の基準価額が当初設定時の1口あたりの基準価額を下回った場合には、最終取引日以降最初の取得にかかる基準価額が当初設定時の1口あたりの基準価額に復した計算日の翌取引日にお客様に代わって取得します。

第103条（返還）

1. 当社は、お客様から返還の請求が取引日の当社が定める時間までに行われ、かつ当社所定の事務処理が完了した場合は当日を、当社が定める時間を過ぎて行われた場合は翌取引日を返還請求日として、当該返還請求日の基準価額をもってこれを換金し、その翌取引日に建値通貨又はその円貨相当額の金銭をお支払いすることにより返還します。また、お客様から取引日以外の日に返還の請求があった場合、当該請求日の翌取引日に当該請求があったものとして取り扱います。なお、果実の返還は、所定の国内源泉税を控除後、上記に準じてお支払いします。
2. 前項の請求は、外貨MMFについては1口単位とし、受取通貨を明示して、所定の手続きによりこれを行うものとします。
3. なお、返還に際し、当社への着金が遅れる等、やむをえない事由が生じた場合、お客様への換金代金の支払いが遅延することがあります。

第104条（解約）

1. 本契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。
 - (1) お客様から解約の申出があったとき
 - (2) 当社が外貨MMFの累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - (3) 本契約にかかる外貨MMFが償還されたとき
 - (4) お客様、またはお客様の代理人が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申出た場合
 - (5) お客様、またはお客様の代理人が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき
 - (6) お客様、またはお客様の代理人が口座開設申込等の際に行った確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申出たとき
 - (7) お客様が当社の総合取引口座を解約された場合
 - (8) やむを得ない事情により、当社が解約を申出たとき
2. 本契約が解約されたときは、当社は、遅滞なく、保管中の外貨MMFおよび果実を第103条に準じてお客様に返還します。

第105条（届出事項等の変更）

1. 当社への届出事項等に変更があったときは、お客様は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届出いただけます。
2. 前項の届出があったとき、当社は、戸籍抄本、その他必要と認める書類等を提出していただくことがあります。

第106条（その他）

1. 当社は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いしません。
2. 当社は、下記により生じた損害については、その責を負いません。
 - (1) 天災地変その他の不可抗力により、本契約に基づく外貨MMFの取得、又は外貨MMF若しくは果実の返還が遅延した場合。
 - (2) 所定の手続きにより返還の申出がなかった為、また証書等に記載された内容若しくは客観的事実とおお客様の届出事項が相違する為に本契約に基づく外貨MMF若しくは果実を返還しなかった場合。
3. この契約は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容がおお客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、契約の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

また、上記にかかわらず、その内容が軽微な変更にとどまる場合には、当社ホームページ等へ掲載いたします。

第6章 国内外貨建債券取引

第107条（本章の趣旨）

本章は、お客様と当社との間で行う国内外貨建債券（日本国内で発行された外貨建の債券をいい、募集および売出しの場合の申込代金を円貨で支

払うこととされているものまたは利金もしくは償還金が円貨で支払われることとされているものを含みます。以下同じ。)の取引に関する取決めです。

第108条 (受渡期日)

国内外貨建債券の取引に係る受渡期日は、お客様が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して原則として4営業日目とします。

第109条 (国内外貨建債券に関する権利の処理)

当社に保管された国内外貨建債券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当社に保管された国内外貨建債券の利金および償還金(記名式債券に係る利金および償還金を除きます。以下同じ。)は、当社が代わって受領し、お客様あてに支払うものとします。ただし第2章に定める保護預り契約または第3章に定める振替決済方式に基づいて当社に保管している有価証券の利金等の受取方法についての特約には、この国内外貨建債券の利金または償還金のうち外貨で支払われることとされているものは含まないものとします。
- (2) 前号の支払手続きにおいて、当社が当該国内外貨建債券の発行者の国内の諸法令または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様の負担とし、当該利金または償還金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。
- (3) 国内外貨建債券に関し新株予約権が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を前2号の規定に準じて処理します。
- (4) 国内外貨建債券のうち転換権付社債の転換権を行使した場合、お客様が指示しないときは、外国証券取引口座約款に定めるところに従うものとします。
- (5) 国内外貨建債券に関し、(1)および(3)以外の権利が付与される場合は、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を(1)および(2)の規定に準じて処理します。
- (6) 債権者集会における議決権の行使または異議申立てについては、お客様の指示に従います。お客様が指示しない場合には、当社は、議決権の行使または異議の申立てを行いません。

第110条 (外貨の受払い等)

国内外貨建債券の取引に係る外貨の授受は、原則としてお客様が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

第111条 (金銭の授受)

1. 国内外貨建債券の取引に関して行う当社とお客様との間における金銭の授受は、円貨または当社が応じ得る範囲内のお客様が指定する外貨によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め等のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。また、お客様が外貨で受領または支払いを希望する場合には、あらかじめ当社に申し出るものとします。
2. 前項の換算日は、売買代金については約定日とし、第109条(1)ないし(5)に定める処理に係る決済については当社がその全額を受領を確認した日とします。

第112条（報告書等）

国内外貨建債券の取引に関し当社がお客様あてに交付する報告書等については、当社は外国証券取引に使用されるものを用いて取扱うことができるものとします。

第7章 電子交付サービスの取扱

第113条（本章の趣旨）

本章は、お客様へ交付する書面について、書面の交付に代えてインターネット等を通じて当該書面に記載すべき事項を提供する方法により交付し、また、当社がお客様からの書面の徴収等に代えて当該事項をインターネット等により提供を受けるサービス（以下本章において「本サービス」といいます。）に関する取扱いを定めたものです。

第114条（定義）

本章における各用語の意義は以下のとおりです。

- (1) 「電子交付」とは、当社がお客様への書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項をインターネットにより提供することをいいます。
- (2) 「顧客ファイル」とは、当社のホームページ内の特定のページ等に設けたお客様の用に供されるファイルをいいます。
- (3) 「閲覧ファイル」とは、当社のホームページに設けたファイルであって、同時に複数のお客様の閲覧に供するために書面の記載事項を記録させるファイルをいいます。
- (4) 「電子交付書面」とは、取引報告書等金商法、投資信託及び投資法人に関する法律等において規定されている交付書類を含め、当社が定める書面とします。

第115条（書面の電子交付による交付方法）

本章により当社が行う電子交付は、インターネットを通じて顧客ファイルに記録された記録事項をお客様の閲覧に供する方法、インターネットを通じて閲覧ファイルに記録された記録事項をお客様の閲覧に供する方法により行います。

第116条（書面の電子交付による交付方法の留意点）

1. 当社は、お客様に対して、電子交付書面が閲覧できる旨の通知を行うものとします。ただし、お客様が通知を不要とする設定を行った場合は、当社はこの通知を発信しないものとします。
2. 当社は、同意に関する事項を顧客ファイルに記録するものとします。
3. 電子交付書面の掲載期限は、5年間とします。ただし法令等の定めのある場合は、その定めに従い、別の取扱いを行う場合があります。

第117条（確認事項）

お客様は、以下の全てに該当する場合にのみ本サービスを利用できるものとします。

- (1) 顧客ファイルまたは閲覧ファイルの記録を出力することにより、当該書面の作成が可能であること
- (2) 顧客ファイルまたは閲覧ファイルに記録された記録事項を閲覧できること
- (3) 他のお客様とメールアドレスを共有しないこと

第118条（申込方法）

お客様は、当社所定の用紙より本サービスを申込みものとします。

第119条（承諾）

1. お客様は、本サービスを申込みときは、あらかじめ当社が提示した次に掲げる事項について承諾するものとします。
 - (1) 当社所定の用紙に掲げられた書面の種類
 - (2) 第115条に定める電子交付の方法
2. 当社は、電子交付書面に新たな書面が追加された場合、当該書面についてその追加時点以降に限り、本サービスを適用するものとします。

第120条（サービスの停止）

1. 当社は、お客様から第118条の申込みまたは第119条の承諾を撤回する旨の申し出があったときは、本サービスの提供を停止します。ただし、当該お客様が再び第119条の承諾のうえ第118条の申込みを行った場合は、当社は本サービスの提供を将来に向かって再開するものとします。
2. 当社は、前項の本サービスの停止期間については、前項の再開後についても電子交付を行わないものとします。
3. 第10条に定める事由のほか、当社は、当社の全てのお客様に対し本サービスを提供しないこととした場合、本サービスを停止できるものとします。

第121条（電子メール）

本章前各条の定めにかかわらず、当社は、当社が定めた書面について、お客様に同意いただいた場合、書面の記載事項を電子メールを利用してお客様の使用するパソコン等に送信する方法により電子交付を行うことができます。

第122条（免責事項）

第30条に定める事項のほか、次に掲げる事項により生じた損害については、当社はその責任を負わないものとします。

- (1) 何らかの事由により本サービスの全てもしくは一部分の提供が不可能となった場合
- (2) 通信回線および通信機器、コンピュータシステム機器の障害による情報伝達の遅延、不能、誤作動等、または受領した情報の誤謬、停滞、省略および中断ならびにシステム障害等
- (3) お客様が、暗証番号等その他のお客様において管理すべき情報の管理を怠ったことに起因する顧客ファイル内容の漏洩等
- (4) お客様が第117条各号のいずれかに該当しないこととなったこと

以上

外国証券取引約款

第1章 総則

第1条（約款の趣旨）

1. 本約款は、お客様とFPL証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で行う外国証券（日本証券業協会または金融商品取引所が規則に定める外国証券をいいます。以下同じ。）の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。
2. お客様は、以下の外国証券の取引および保管の委託については、本約款に掲げる事項を承諾し自らの判断と責任においてこれを行うものとします。外国証券については金商法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。
 - (1) 外国証券の国内金融商品取引所市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」といいます。）
 - (2) 外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場（店頭市場を含みます。以下同じ。）に取り次ぐ取引（以下「外国取引」といいます。）
 - (3) 外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」といいます。）
 - (4) 外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」といいます。）である場合には、当該外国証券の口座に記載または記録される数量の管理を含みます。以下同じ。）の委託
3. 本約款に定めのない事項については、「FPL証券の総合取引約款」等他の約款および諸法令の定めるところによります。

第2条（外国証券取引口座による処理）

お客様との間で行う外国証券の取引に関しては、当社は、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管、金銭の授受その他の取引のすべてを「外国証券取引口座」（以下「本口座」といいます。）により処理します。

第3条（遵守すべき事項）

1. お客様は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令ならびに当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所（以下「当該取引所」といいます。）、日本証券業協会および決済会社（株式会社証券保管振替機構その他当該取引所が指定する決済機関をいいます。以下同じ。）の定める諸規則、決定事項および慣行に従うものとします。
2. お客様は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、外国証券の発行者（預託証券については、預託証券に係る預託機関をいいます。以下同じ。）が所在する国または地域（以下「国等」といいます。）の諸法令および慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとします

第2章 外国証券の外国取引および国内店頭取引ならびに募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い

第4条（売買注文の執行地および執行方法の指示）

お客様の当社に対する売買の種類、売買注文の執行地および執行方法については、当社の応じ得る範囲内でお客様があらかじめ指示するところにより行います。

第5条（注文の執行および処理）

お客様の当社に対する売買注文ならびに募集および売出しまたは私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところにより行います。

- (1) 外国取引ならびに募集および売出しまたは私募に係る外国証券の取得の申込みについては、当社は遅滞なく処理するものとし、お客様は、時差等により注文発注日時と約定日時とに齟齬が生じても異議がないものとします。
- (2) お客様は、当社が定めた時間内に注文するものとします。
- (3) お客様の国内店頭取引の注文については、当社が応じ得る範囲で行います。
- (4) 外国証券の最低購入単位は、当社が定めるところとします。
- (5) 当社は、売買等の取引の成立を確認した後、遅滞なくお客様あてに取引報告書等を郵送または電磁的方法により交付します。

第6条（受渡日等）

取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところにより行います。

- (1) 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。
- (2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客様との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して原則として4営業日目とします。

第7条（外国証券の保管、権利および名義）

当社がお客様から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利および名義の取扱いについては、次の各号に定めるところにより行います。

- (1) 当社は、お客様から保管の委託を受けた外国証券の保管については、当社の保管機関に委任するものとします。
- (2) 前号に規定する保管については、当社の名義で行われるものとします。
- (3) お客様が有する外国証券（みなし外国証券を除きます。）が当社の保管機関に保管された場合には、お客様は、適用される準拠法および慣行の下で、当社の保管機関における当社の当該外国証券に係る口座に記載または記録された当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量に係る権利の性質に基づき保管されます。
- (4) 前号の規定は、みなし外国証券において準用します。この場合において前号中「外国証券（みなし外国証券を除きます。）が当社の保管

機関に保管された」とあるのは、「みなし外国証券に係る数量が、当社の保管機関における当社の口座に記載または記録された」と、「当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」とあるのは、「当該みなし外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとします。

- (5) (3)の場合において、お客様は、適用される準拠法の下で、当該外国証券に係る証券または証書について、権利を取得するものとします。
- (6) お客様が有する外国証券に係る権利は、当社が本口座に振替数量を記載または記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるものとします。
- (7) お客様が権利を有する外国証券につき名義人を登録する必要がある場合は、その名義人は当社の保管機関または当該保管機関の指定する者とします。
- (8) お客様が権利を有する外国証券につき、売却、保管替えまたは返還を必要とするときは所定の手続きを経て処理します。ただし、お客様は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求できないものとします。
- (9) お客様は、前号の保管替えおよび返還については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。
- (10) お客様が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る寄託残高を抹消するとともに、お客様が特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取扱います。

第8条（選別基準に適合しなくなった場合の処理）

外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、お客様の希望により、当社はお客様が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、またはその解約の取次ぎに応じます。

第9条（外国証券に関する権利の処理）

当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利金および収益分配金等の果実ならびに償還金は、当社が代わって受領し、お客様あてに支払うものとします。この場合、支払手続において、当社が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様の負担とし当該果実または償還金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。
- (2) 外国証券に関し、新株予約権等が付与される場合は、原則として売却処分のおうえ、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。ただし、当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令もしくは慣行等によりまたは市場の状況により、当社が当該新株予約権等の全部または一部を売却できないときは、当該全部または一部の新株予約権等はその効力を失います。
- (3) 株式配当、株式分割、株式無償割当、減資、合併または株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。

ただし、我が国以外の金融商品市場における売買単位未満の株式は、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を(1)の規定に準じて処理します。

- (4) 前号の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定にかかわらず、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を(1)の規定に準じて処理します。
- (5) 外国証券に関し、前4号以外の権利が付与される場合は、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を(1)の規定に準じて処理します。
- (6) 当社は、株主総会、債権者集会、受益権者集会または所有者集会等における議決権の行使または異議申立てについては、お客様の指示に従います。お客様が指示をしない場合には、当社は議決権の行使または異議の申立てを行いません。
- (7) (1)に定める果実に対し我が国以外の国等において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率または免税の適用、還付その他の手続については、当社がお客様に代わってこれを行うことがあります。

第10条（諸通知）

1. 当社は、保管の委託を受けた外国証券につき、お客様に次の通知を行います。
 - (1) 募集株式の発行、株式分割または併合など、株主または受益者および所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知
 - (2) 配当金、利金、収益分配金および償還金などの通知
 - (3) 合併その他の重要な株主総会議案に関する通知
2. 前項の通知のほか、当社または外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、特に当該書類内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、お客様が希望した場合を除き当社は送付しません。

第11条（発行者からの諸通知等）

1. 発行者から交付される通知書および資料等は、当社においてその到達した日から3年間保管し、閲覧に供します。ただし、お客様が送付を希望した場合は、お客様に送付します。
2. 前項ただし書の送付に要した実費は外国投資信託証券に係るものを除き、その都度お客様が当社に支払うものとします。

第12条（諸料金等）

1. 取引の執行に関する料金および支払期日等は次の各号に定めるところによります。
 - (1) 外国証券（外国投資信託証券を除きます。）の外国取引については、お客様は、我が国以外の金融商品市場における売買手数料および公租公課その他の賦課金ならびに所定の取次手数料を、第6条(2)に定める受渡期日までに当社に支払うものとします。
 - (2) 外国証券（外国投資信託証券を除きます。）の国内店頭取引については、お客様は、国内の公租公課その他の賦課金を第6条(2)に定める受渡期日までに当社に支払うものとします。
 - (3) 外国投資信託証券の外国取引については、お客様は当該証券について定められた手数料および取引を取次ぐ国等における公租公課その他

の賦課金を、第6条(2)に定める受渡期日までに当社に支払うものとし
ます。

(4) 外国投資信託証券の国内店頭取引については、お客様は当該証券に
ついて定められた手数料相当額および国内の公租公課その他の賦課金
を、第6条(2)に定める受渡期日までに当社に支払うものとし
ます。

(5) 外国投資信託証券の募集および売りましたは私募に係る取得の申
込については、お客様はファンド所定の手数料および注文の取次地所
定の公租公課その他の賦課金を、目論見書に記載された期日までに当
社に支払うものとし
ます。

2. お客様の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその
都度お客様が当社に支払うものとし
ます。

第13条（外貨の受払い等）

外国証券の取引に係る外貨の授受は、原則としてお客様が自己名義で開
設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振
替の方法により行います。

第14条（金銭の授受）

1. 本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社とお客様との間に
おける金銭の授受は、円貨または当社が応じ得る範囲内でお客様が指定
する外貨によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に
取決めのない限り、換算日における当社が定めるレートによります。ま
た、お客様が外貨で受領または支払いを希望する場合には、あらかじめ
当社に申し出るものとし
ます。

2. 前項の換算日は、売買代金については第6条(1)における約定日とし、
第9条(1)ないし(5)に定める処理に係る決済については当社がその全額の
受領を確認した日とし
ます。

第3章 外国債券積立投資契約

第15条（趣旨）

この契約は、お客様が当社との間で契約する外国債券の定時定額買付取
引（以下本章において「本サービス」といいます。）に関する権利義務関
係を明確にすることを目的とするものです。

第16条（取引の申込）

1 お客様が本サービスを利用するには、あらかじめ当社の総合取引口座
を開設している必要があります。

2 お客様は、本サービスの申込にあたり、当社が事前に交付する「外貨
建て債券の契約締結前交付書面」「無登録格付に関する説明書」等を受
領、確認し、その内容等についてご理解いただくことと
し
ます。

3 お客様は、第2項に際し「外国債券累積投資サービス（ウリエル）新
規申込書」を提出するものとし
ます。

第17条（買付けする商品の選定）

本サービスにおいて、お客様が買付できる商品は、当社が選定する外国
債券と
し
ます。

第18条（金銭の払込）

1. お客様は、本サービスに係る外国債券の買付けに必要な金銭を、あ
らかじめお客様にご指定いただいた金融機関の預貯金口座から自動引落し

により払込むものとします。

2. 払込の額は原則月額1万円以上1万円単位とします。又、ボーナス月（1月・7月）の増額払込みも可能とします。
3. 月額払込金額が1万円～4万円（ボーナス月払込金額を除く）で、電子交付サービスをご利用されないお客様については、口座管理料として年間3,300円（税込）を、初回払込時及び以後1年毎にお支払いいただきます。なお、口座管理料の返金・割り戻しはいたしかねます。

第19条（買付について）

1. お客様は、毎月一定の時期（以下「買付日」といいます。）に、当社の定める金額以上かつ当社の定める単位で、外国債券の買付を行うよう申し込むものとします。
2. お客様にご指定いただいた金額のうち、買付に際し残金が生じた場合は、お客様のお預り金とし、次回以降の買付には充当致しません。

第20条（金銭の返還等について）

当社は、お客様から金銭の返還を請求された時は、換金のうえその代金を返還します。この場合の換金金額は当社が定める価額に基づくものとし、全数量または一部数量（千ドル以上百ドル単位）での売却とします。

第21条（買付の中止）

1. 当社は、あらかじめお客様にご指定いただいた金融機関の預貯金口座の残高が不足していた等（以下「残高不足等」といいます。）により買付の際に、金銭の払込みがない場合、本サービスでの買付は行わないこととします。
2. 前項において、残高不足等を原因として、3回連続して買付ができなかった場合、当社は、以後の買付は行わないこととします。買付の再開を希望される場合は、改めて申込書の提出が必要となります。
3. 当社は、本サービスの中止をいただいた後の買付は中止しますが、本サービスの中止をいただいても金融機関口座からの引落としの中止が速やかに行われなないことがあります。
4. お客様は、当社所定の手続きにより、本サービスの中止の申込を行うことができます。再開する場合は、新たに当社所定の申込書を提出するものとします。
5. その他、債券の価格が上昇（利回りが低下）する等、お客様のメリットが乏しいと当社が判断した場合、お客様に通知することなく買付を中止する場合があります。

第22条（申込内容の変更）

お客様は、当社所定の手続きにより本サービスの申込内容の変更を行うことができます。

第23条（他の規定等の準用）

この契約に定めのない事項については、「総合取引約款」その他の規定等により取り扱うものとします。

第24条（解約）

本サービスは次のいずれかに該当した時に、解約されるものとします。

- ① お客様から当社所定の手続きにより、本サービスの解約をお申し出された場合
- ② お客様が当社の総合取引口座を解約された場合
- ③ 当社が本サービスの解約を申し出た場合

④ 当社が本サービスを営むことが出来なくなった場合

第25条（その他）

当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

第4章 外国債券積立に伴う銀行引落としサービス取引契約

第26条（趣旨）

この契約は、お客様が当社との間で契約する外国債券の定時定額買付取引のうち、当社指定の収納代行会社（以下、「収納代行会社」といいます。）に修正を通じた銀行引落としによる集金代行決済サービス（以下、「本サービス」といいます。）に関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第27条（外国債券積立）

お客様は、「外国債券積立取引契約」の内容を了承のうえ、本サービスを利用するものとします。

第28条（ご利用の申込み）

お客様は、本サービスの利用を希望する場合、当社が定める方法により申込みを行うものとします。

第29条（ご利用の制限）

本サービスは、お客様が当社に開設した総合証券口座と、本サービスを通じてご指定いただいた指定金融機関の口座名義が同一である場合に限り、ご利用になれることとします。

第30条（口座確認に関する同意）

お客様は、収納代行会社が前条に定める事項に関し、次のことを行うことに同意するものとします。

- ① 当社は、本サービス提供のため、お客様の氏名等、その他本サービスに係る引落としに必要な情報を収納代行会社に提供すること
- ② 本サービスに係る引落としの際に、収納代行会社がお客様の総合証券口座名義を指定金融機関に提供し、総合証券口座と指定金融機関の口座名義が同一であることを確認すること

第31条（集金代行による引落とし）

1. お客様は、本サービスのご利用にあたり、外国債券積立に必要な代金について、当社が収納代行会社に対して集金代行業務を委託することを了承するものとします。
2. 収納代行会社は、当社が定める毎月一定の日（休日にあたる場合は翌営業日）に、外国債券積立に必要な代金を指定金融機関の口座から引落とすこととします。
3. 収納代行会社は、前項の引落とし代金を、毎月一定の日（休日にあたる場合は翌営業日）に当社へ入金することとします。

第32条（買付の時期）

当社は、前条第3項において入金された代金により、当社が定める毎月20日（休日にあたる場合は翌営業日）にお客様の指定した外国債券を買付けることとします。但し、お客様の総合証券口座に不足金がある場合には、当該買付けより先に不足金に充当されるものとします。

第33条（申込内容の変更）

お客様は、当社所定の手続きにより本サービスの申込内容の変更を行うことができます。

第34条（届出事項の変更）

お客様は、当社、収納代行会社および指定金融機関への届出事項に変更があった場合は、速やかに届け出るものとします。

第35条（他の規定等の準用）

この契約に定めのない事項については、「FPL証券の総合取引約款」「外国債券積立投資契約」その他の規定等により取り扱うものとします。

第36条（解約）

本サービスは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- ① お客様が当社所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
- ② お客様が本サービスを利用する資格を喪失した場合
- ③ 当社が本サービスの解約を申し出た場合
- ④ 当社が本サービスを営むことができなくなった場合

第5章 その他の通則

第37条（取引残高報告書の交付）

当社は、お客様から保管の委託を受けた外国証券について、FPL証券の総合取引約款第1章第17条に規定する取引残高報告書をお客様に交付するものとします。

第38条（共通番号の届出）

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、外国証券取引口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合にお客様の共通番号を当社に届け出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、お客様の本人確認を行うものとします。

第38条の2（届出事項）

お客様は、住所または所在地、氏名または名称、および共通番号等を当社所定の書類により当社に届け出るものとします。

第39条（届出事項の変更届出）

お客様は、前条の届出事項に変更のあったとき、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。

第40条（届出がない場合等の免責）

前2条の規定による届出がないか、または届出が遅滞したことにより、お客様に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

第41条（通知の効力）

当社（又は当社の所属金融商品仲介業者）がお客様の届出所在地または届出電子メールアドレスあてに行った諸通知が、転居、不在又は電子メールアドレスの変更その他お客様の事情によって延着し、または到着しな

かった場合においては、通常到着すべき時に到着したものとして取扱うことができるものとします。

第42条（口座管理料）

お客様は、本約款に定める諸手続の費用として、当社の定めるところにより、口座管理料を当社に支払うものとします。

第43条（契約の解約）

1. お客様と当社との契約は、以下のいずれかの事由に該当したときに解約されるものとします。
 - (1) お客様が当社所定の方法により解約を申し出たとき
 - (2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社がお客様に解約を申し出たとき
 - (3) お客様の契約申込みの内容に虚偽があったとき、その他お客様の法令諸規則違反により当社がお客様に解約を申し出たとき
 - (4) お客様が暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると判明し、または社会的公益に反する行為をなす者等これに準ずる者と判明し、当社が解約を申し出たとき
 - (5) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
 - (6) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
 - (7) お客様が当社との取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、または虚偽の風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損しもしくは当社の業務を妨害した場合に、当社がお客様に解約を申し出たとき
 - (8) 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し解約を申し出たとき
 - (9) 当社が該当する契約に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき
 - (10) 外国証券等の残高がないまま当社が定める一定期間を経過し、当社が解約すべきと判断したとき
 - (11) お客様と当社との間の信頼関係の喪失その他やむを得ない事由により、当社が解約すべきと判断したとき
2. 前項に基づく契約の解約に際しては、当社の定める方法により、保管する外国証券および金銭の返還を行うものとします。なお、保管する外国証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様の指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行うものとします。

第44条（免責事項）

当社及び当社の所属金融商品仲介業者（以下「当社等」といいます。）各サービス、取引等によりお客様に損害が生じても、その損害が以下の事由によるものである場合は、当社等はその損害を賠償する責を負いません。

- (1) 天災地変、政変等による著しい社会秩序の混乱、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖その他の当社等にとって不可抗力と認められる事由により、本約款に定める事項、売買の注文等の執行、金銭および有価証券の授受または寄託の手続き等が遅延し、または不能となったと

き

- (2) お客様と当社等の間の通信の障害もしくは郵便の誤謬もしくは遅延が生じたとき、または金融商品取引所もしくは情報を伝達する機器もしくは機関に生じた当社等の責に帰すことのできない不具合を含め、当社等の責に帰することができない事由が生じたとき
- (3) お預りした有価証券について、お預り当初から瑕疵またはその原因となる事実があったとき
- (4) お客様のご指示により金銭を指定預金口座に振り込んだとき
- (5) 本約款の定めに基づいてお客様の注文の執行を取りやめたとき
- (6) お客様があらかじめ当社に指定した暗証番号およびログインパスワード（以下「暗証番号等」といいます。）またはお客様があらかじめ当社に届出た氏名および口座番号等の当社が定める事項（以下「口座番号等」といいます。）が盗用され、不正に使用されたとき

第45条（合意管轄）

お客様と当社との間の本約款の取引に関する訴訟については、当社本店を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。

第46条（準拠法）

本約款に関する準拠法は日本国法とします。

第47条（約款の変更）

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法によりお知らせします。

第48条（個人データ等の第三者への情報提供に関する同意）

お客様は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、お客様の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量、取引履歴、その他当該場合に依じて必要なものに限ります。）が提供されることに同意するものとします。

- (1) 外国証券の配当金、利金および収益分配金等の果実に対し、我が国以外において課される源泉徴収税に係る軽減税率または免税の適用、還付その他の手続きを行う場合
当該国等の税務当局、当該証券の保管機関、またはこれらの者から当該手続きに係る委任を受けた者
- (2) 外国預託証券によってその権利を表示される証券（以下「原証券」といいます。）に係る配当金、利子および収益分配金等の果実に対し、本邦以外の国等において課される源泉徴収税に係る軽減税率または免税の適用、還付その他の手続きを行う場合
当該国等の税務当局、当該証券の保管機関、当該外国預託証券の発行者もしくは保管機関またはこれらの者から当該手続きに係る委任を受けた者
- (3) 外国証券または原証券の発行者が有価証券報告書その他の国内または我が国以外の法令または金融商品取引所の定める規則（以下「法令等」といいます。）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使

もしくは義務の履行、実質株主向け情報の提供または広報活動等を行ううえで、必要となる統計データの作成を行う場合

当該外国証券の発行者もしくは保管機関、または当該原証券の発行者もしくは保管機関

- (4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含みます。以下同じ。）が、マネー・ロンダリング、証券取引に係る犯則事件または当該金融商品取引市場における取引の公正性の確保等を目的とした、当該国等の法令等に基づく調査を行う場合

当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者または保管機関

以上

特定口座に係る上場株式等保管委託 および上場株式等信用取引約款

第1章 総則

第1条（約款の趣旨）

1. 本約款は、お客様がFPL証券株式会社（以下「当社」といいます。）に設定する特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第1項および第2項に規定する特定口座をいいます。以下同じ。）および源泉徴収選択口座（特定口座源泉徴収選択届出書の提出があった特定口座をいいます。以下同じ。）における上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。）の配当等受領に関する事項の取決めです。
2. お客様と当社の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、本約款に定めがある場合を除き、「FPLの総合取引約款」等他の約款および諸法令の定めるところによるものとします。

第2章 特定口座に係る上場株式等保管委託

第2条（特定口座開設届出書等の提出）

1. お客様が当社に特定口座の設定を申込むにあたっては、あらかじめ、当社に対し特定口座開設届出書を提出するものとします。
2. お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡ならびに特定口座において処理される上場株式等の信用取引および発行日決済取引（以下「信用取引等」といいます。）に係る差金決済による所得について源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出するものとします。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後については、お客様から源泉徴収を選択しない旨の申し出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。
3. お客様が当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該お客様は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡および信用取引等に係る差金決済による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできないものとします。

第3条（特定保管勘定における保管の委託等）

1. 上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

第4条（所得金額等の計算）

当社は、特定口座における上場株式等の譲渡損益および特定口座におい

て処理される上場株式等を、租税特別措置法および関係法令に基づいて行うものとしします。

第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）

1. 当社は、お客様の特定保管勘定においては以下の上場株式等のみ（租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）を受入れます。ただし、これらの上場株式等でも都合によりお取扱いしないことができます。
 - (1) 特定口座開設届出書の提出後に当社への買付けの委託により取得をした上場株式等または当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等
 - (2) 当社以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等の全部または一部を所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
 - (3) 当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限りします。）により取得した上場株式等
 - (4) お客様が贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した上場株式等で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者が当社または他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされているものであって、所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
 - (5) 特定口座内保管上場株式等につき、株式または投資信託もしくは特定受益証券発行信託の受益権の分割または併合により取得する上場株式等で当該分割または併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
 - (6) 特定口座内保管上場株式等につき、株式無償割当て、新株予約権無償割当てまたは投資信託および投資法人に関する法律第88条の13に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得する上場株式等で当該株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てに係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
 - (7) 特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併（法人課税信託に係る信託の併合を含みます。）（合併法人の株式もしくは出資または合併親会社株式のいずれか一方のみの交付が行われるもの（当該法人の株主等に当該合併法人の株式もしくは出資または合併親法人株式および当該法人の株主等に対する株式または出資に係る剰余金の配当、利益の配当または剰余金の分配として交付される金銭その他の資産の交付がされるものならびに合併に反対する株主等の買取請求に基づく対価として金銭その他の資産が交付されるものを含みます。））に限りします。）により取得する当該合併法人の株式もしくは出資または合併親法人株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
 - (8) 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信

託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限ります。）により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

- (9) 特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割（分割法人の株主等に分割承継法人の株式または分割承継親法人の株式のいずれか一方の株式のみの交付が行われるもの（当該分割法人の株主等に当該分割承継法人の株式または分割承継親法人の株式および当該分割法人の株主等に対する剰余金の配当または利益の配当として交付された分割対価資産以外の金銭その他の資産のみの交付がされるものを含みます。）に限ります。）により取得する当該分割承継法人の株式または当該分割承継親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- (10) 特定口座内保管上場株式等につき、所得税法第57条の4第1項に規定する株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式もしくは当該株式交換完全親法人の親法人の株式または同条第2項に規定する株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- (11) 特定口座内保管上場株式等である取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議または取得条項付新株予約権の付された新株予約権付社債の取得事由の発生により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- (12) 特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権もしくは特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利または新株予約権の行使または特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権の取得事由の発生または行使により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行うもの
- (13) 前各号のほか、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項に基づき定める上場株式等

第6条（譲渡の方法）

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法その他関係法令に定める方法のいずれかにより行います。

第7条（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の関係法令に定めるところにより計算した金額、取得の日および当該取得日に係る数等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

第8条（特定口座内保管上場株式等の移管）

当社は、第5条第1項(2)に規定する移管は、関係法令の定めるところにより行います。

第9条（贈与・相続または遺贈による特定口座への受入れ）

当社は、第5条第1頁(4)に規定する上場株式等の移管による受入れは、関係法令に定めるところにより行います。

第10条（年間取引報告書等の送付）

1. 当社は、関係法令に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までにお客様に交付します。
2. 特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、当社は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。
3. 当社は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通をお客様に交付し、1通を税務署に提出します。
4. 当社は、関係法令に定めるところにより、その年中にお客様が開設した特定口座において上場株式等の譲渡等が行われなかった場合は、当該お客様からの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までにお客様に交付します。

第11条（源泉徴収）

1. 当社は、お客様が特定口座源泉徴収選択届出を提出したときは、その他関係法令の規定に基づき、源泉徴収を行います。
2. 前項の源泉徴収を行う口座における特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価のうち、お客様の株式累積投資取引に係る共有株式について付与された新株予約権の売却代金その他譲渡後直ちに再投資または銀行振込等に充てられるものについては、その譲渡により生じた利益の課税相当額の再投資または銀行振込等を行わないことがあります。
3. 前項の規定は、外国証券に付与された1株未満の株式、新株予約権の売却処分等に係る所得についても適用します。
4. 外貨決済による上場株式等の譲渡に係る所得の源泉徴収は、当社が定める方法により行います。

第3章 特定口座に係る上場株式配当等受領委任

第12条（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当の範囲）

1. 当社はおお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等（関係法令に規定する上場株式等の配当等をいいます。）に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当社本店に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または本店に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限り、）のみを受入れます。ただし、これらの上場株式等の配当金でも都合によりお取扱いしないことができます。
 - (1) 租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等の利子等（同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。）で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - (2) 租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - (3) 租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

- (4) 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
2. 当社が支払いの取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払いをする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受入れます。

第13条（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）

1. お客様が源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、あらかじめ、当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しなければなりません。また、当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書が提出された年の翌年以降の上場株式等の配当等については、お客様から次項の申出がない限り源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出があったものとみなします。
2. お客様が源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、あらかじめ、当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出しなければなりません。

第14条（特定上場株式配当等勘定における処理）

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理します。

第15条（所得金額等の計算）

源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法および関連法令の規定に基づき行います。

第4章 その他の通則

第16条（契約の解約）

次の各号のいずれかに該当したときは、この契約は解約されます。

- (1) お客様が当社に対して関係法令に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
- (2) お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- (3) お客様の相続人から関係法令に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
- (4) 「FPLの総合取引約款」の定めるところにより、総合取引契約が解約され、当該取引を行う口座が廃止されたとき

第17条（特定口座を通じた取引）

お客様が当社との間で行う上場株式等の取引に関しては、特に申し出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。

第17条の2（特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付）

特定口座内公社債等の発行会社について清算結了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等に係る1単位当たりの金額に相当する金

額などを記載した確認書類を交付します。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。

第18条（合意管轄）

お客様と当社との間の本約款に関する訴訟については、当社本店を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第19条（準拠法）

本約款に関する準拠法は日本国法とします。

第20条（約款の変更）

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法によりお知らせします。

以 上

特定管理口座約款

第1条（約款の趣旨）

本約款は、お客様がFPL証券株式会社（以下「当社」）に設定する特定管理口座（租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定するものをいいます。以下同じ。）の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取り決めです。

第2条（特定管理口座の開設）

当社に特定口座を開設しているお客様が特定管理口座の開設を申込むにあたっては、当社に対し特定管理口座開設届出書を提出するものとします。

第3条（特定管理口座における保管の委託等）

当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式又は公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引続き当該特定管理口座において行います。

第4条（譲渡の方法）

1. 特定管理口座において保管の委託等がされている特定管理株式等の譲渡の方法は、当社への売委託による方法または当社に対してする方法とします。
2. お客様は、当社の承諾がない限り前項の譲渡をおこなえないものとします。
3. 前項の規定に当社が承諾しない場合、お客様が当該株式を他の方法で譲渡される時は、当該特定管理株式等を特定管理口座から払い出すこととします。

第5条（特定管理株式等の譲渡、払出しに関する通知）

特定管理口座において、特定管理株式等の譲渡、または払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡又は払出しをした当該特定管理株式等に関する一定の事項を、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第6条（特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付）

特定管理口座で管理している特定管理株式等の発行会社について清算終了等の一定の事実が生じ、当該特定管理株式等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、価値喪失株式等の銘柄、価値喪失株式等に係る1株あたりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。

第7条（契約の解約）

1. 次の各号のいずれかに該当したときは、この契約は解約されます。
 - (1) お客様が当社に対して関係法令に規程する特定口座廃止届出書の提出したとき
 - (2) お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者

に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき

(3) お客様の相続人から関係法令に規程する特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

(4) 当社の総合取引約款の定めるところにより、総合取引契約が解約され、当該口座を行う口座が廃止されたとき

2. 前項の規定に拘らず、前項第1号に掲げる事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、当社は特定管理口座を廃止します。

第8条（合意管轄）

お客様と当社との間の本契約に関する訴訟については、当社を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第9条（準拠法）

本約款に関する準拠法は日本国法とします。

第10条（約款の変更）

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法によりお知らせします。

以 上

2024年12月